

米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

(改正理由)

保育士が不足していることに鑑み、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置に関する基準を弾力的に適用することができるよう、所要の整備を行おうとするものです。

(改正内容)

- 1 当分の間、小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型等」という。）を利用する乳幼児の数が少ない時間帯においては、配置すべき保育士の数を1人以上（現行の規定によれば、最低2人）とすることができることとし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有する者（※）を置かなければならないこととする。（附則第6条関係）
- 2 当分の間、1日につき8時間を超えて小規模保育事業所A型等を開所する場合において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が利用定員に応じて置くべき保育士の数を超えるときは、その超える保育士の数の範囲内で、保育士と同等の知識及び経験を有する者（※）を保育士とみなすことができることとする。（附則第7条第1項関係）

※「保育士と同等の知識及び経験を有する者」としては、子育て支援員研修のうち、地域型保育コースを修了した者を予定している。
- 3 2を適用する場合には、保育士の資格を有する者を、配置すべき保育士の数の3分の2以上、置かなければならないこととする。（附則第7条第2項関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとする。

(関係法令)

- 1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

平成26年4月30日制定

平成27年4月1日施行

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を市町村が条例で定めるに当たり、従うべき基準及び参酌すべき基準を定めるもの

- (1) この省令に定める基準に従い定める事項

ア 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数に関する事項

イ 家庭的保育事業等の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(2) この省令に定める基準を参酌して定める事項

(1)に定める事項以外の事項

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第22号）

平成28年2月18日制定

平成28年4月1日施行

保育における労働力需要に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境の改善（就業継続支援）につなげるため、保育所及び小規模保育事業所A型等における保育士の配置について、特例的な運用を可能としたもの

(参考事項)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第22号）の制定に際し厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から発出された通知（平成28年2月18日付け雇児発0218第2号）によれば、同令による改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める小規模保育事業所A型等における保育士の配置に係る特例の実施に当たっては、「各地域における待機児童の発生状況や保育士の不足状況等の事情を勘案して、改正省令の規定の範囲内において、限定的に実施することが可能であること」が示された。

これを踏まえ、平成28年6月に、本市において当該特例の対象となる事業所との連絡会を開催し、意見を聴取したところ、「必要な保育士が確保されている。」の意見が出されたことから、米子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例において、小規模保育事業所A型等における保育士の配置に係る特例を定める必要性はないと判断した。

ところが、本市においては、本年度10月1日時点において、保育士の不足を理由として各事業者において受け入れることができる児童数が減少し、待機児童が発生したことから、その解消を図るため、同条例において、小規模保育事業所A型等における保育士の配置に係る特例を定めることとした。